

三者合同！

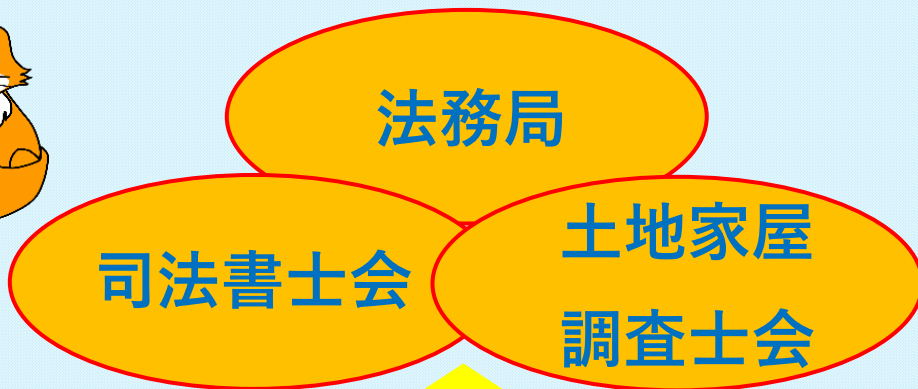
# 相続・遺言セミナー相談会

令和6年4月1日から

相続登記の申請が義務化されました！



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」



予約制  
ご相談は無料です



遺言書ほかんガル

司法書士又は土地家屋調査士がご相談をお受けします  
〈秘密厳守〉

- ◆遺産の相続
- ◆遺言書の書き方
- ◆相続登記の手続など

- ◆相続した土地を分割したい
- ◆相続した建物が未登記だった
- ◆相続に備えて土地の境界をはっきりしておきたい

令和6年11月14日(木)

日時

◆遺言書作成セミナー

午前10時～午前11時20分  
～遺言書の作成と保管について～

◆自筆証書遺言書保管制度  
相続登記の義務化説明会

午前11時30分～正午

場所

新潟市中央区西大畑町5191番地

新潟地方法務局  
1階共用会議室

◆相続個別相談会

午後0時20分～午後4時20分

セミナー・説明会は、先着30名の予約制です。

相談会は、事前予約の上、「相続登記に関する相談」又は「表示登記に関する相談」のいずれかをお受けいたします（相談時間は40分、先着15組です）。

※予約時間の5分前までにご来庁ください。

【相談予約先】

新潟地方法務局総務課 担当：荻島（オギシマ）

連絡先：025-222-1569

事務取扱時間 9:00-17:00（平日のみ）

主催：新潟地方法務局・新潟県司法書士会・新潟県土地家屋調査士会

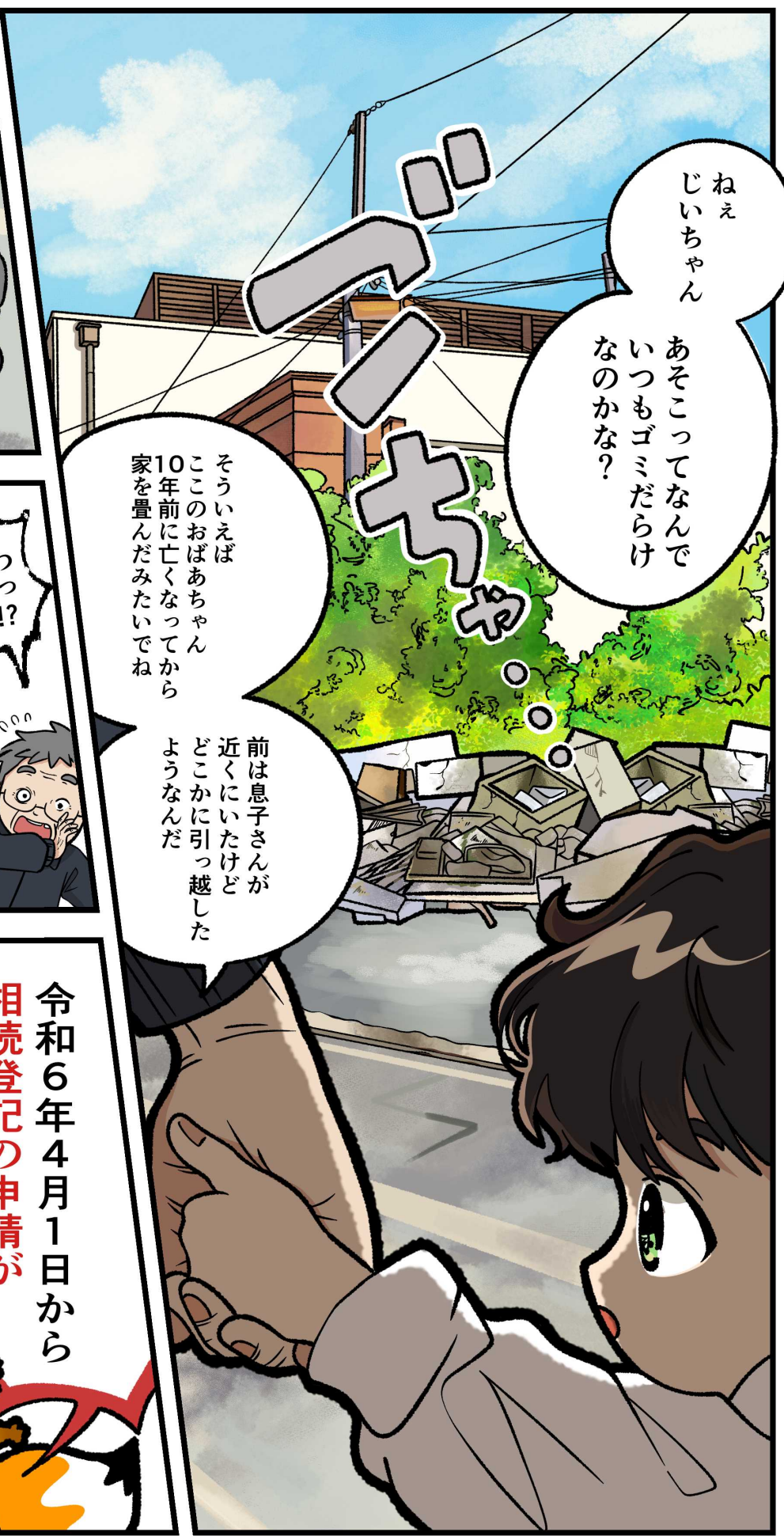




そんな香気な  
事言ってる場合  
じゃないよー!!

息子さん  
元気でやっている  
かなあ

連絡がつくなら  
ゴミが捨てられている  
ことを教えて  
あげられるんだけどな



ねえ  
じいちゃん  
あそこってなんで  
いつもゴミだらけ  
なのかな?

ゴキブリ

そういえば  
ここのおばあちゃん  
10年前に亡くなってから  
家を畳んだみたいでね

前は息子さんが  
近くにいたけど  
どこかに引っ越した  
ようなんだ



こういう  
所有者不明土地の  
解消に向けて  
不動産関係の  
ルールが  
大きく変わった  
んだよ!

それは  
どういう  
事?



ぼく  
トウキツネ

わっ!!



令和6年4月1日から  
**相続登記の申請が  
義務化された  
んだよ!!**

正当な理由なく  
義務に違反すると  
**10万円以下の  
過料が科される**  
場合があるよ

でも過料は  
施行日から  
**3年間の猶予期間**  
がある事を覚えて  
おいてね!

詳しい事は  
下の2次元  
コードに  
あるよ

そうなんだ...

©永井 美南  
制作協力/JAAM 日本アニメ・マンガ専門学校

登記の専門家への相談もご検討ください

**新潟地方法務局**  
TEL. 025-226-0951

**新潟県司法書士会**

相続登記相談センター (無料)    お住まいの近くでの相談 (無料)

**新潟県土地家屋調査士会**

相続した建物が登記されていない場合は  
コチラ

新潟地方法務局